

一般社団法人日本医療検査科学会 細則

(総則)

この細則は一般社団法人日本医療検査科学会（以下「本会という。」）定款第 46 条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。なお、この細則の改廃は理事会が承認決定する。

第 1 章 会員

(会費)

第 1 条 正会員の会費は、年額 7,000 円とする。

2 賛助会員の会費は、年額一口 50,000 円以上とする。

3 特別賛助会員の会費は、年額一口 50,000 円以上+国際支援年額一口 200,000 円以上とする。

(入会手続き)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、評議員の推薦を得て入会申込書に必要事項を記入の上、当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。

(入会日)

第 3 条 入会日は理事会承認日とする。

(入会承認の告知)

第 4 条 理事会が入会を承認した正会員については、その氏名を機関紙に掲載する。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には次の権利がある。

- (1) 一定の条件を満たした場合に評議員候補となること
- (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと
- (3) 本会の発行する機関誌及びその他学術刊行物の配布を受けること
- (4) 本会の社員総会の議事の要領及び議決した事項については、通知を受けること
- (5) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること

(機関誌等の配布)

第 6 条 当該事業年度の会費を納めた正会員は、その事業年度の 4 月から 3 月に至るまでの機関誌の配布を受ける。

2 新たに正会員となった者には、入会手続き完了の翌月から機関誌を配布する。

3 次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、機関誌の配布は停止される。

(会費納入期限)

第7条 会費は、前事業年度の末日までに納めなければならない。

(会費滞納による正会員資格喪失)

第8条 会費の滞納が2年を超えるときは、滞納が2年を超えた時点で、正会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受入れ)

第9条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は理事会の承認を得て再入会とし、当該事業年度の会費として受け入れる。

2 滞納により停止された期間の機関誌等の配布は受けられない。

(名誉会員・功労会員)

第10条 本会の事業に貢献した個人に名誉会員及び功労会員の称号を与えることができる。

2 名誉会員は以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 理事長を務めた者
- (2) 大会長を務めた者
- (3) 本会の役員を通算8年以上務めた者
- (4) 上記事項と同等以上の功績を持つと理事会で認められた者

3 功労会員は以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 副理事長を務めた者
- (2) 例会長を務めた者
- (3) 本会の役員を通算4年以上務めた者
- (4) 上記事項と同等以上の功績を持つと理事会で認められた者

4 名誉会員及び功労会員の被推薦者は66歳以上の正会員とし、それらの称号の授与は、理事会の決議及び社員総会の承認を以て行う。

5 名誉会員及び功労会員は、終身称号とする。

6 名誉会員は終身正会員であり、年会費及び大会と例会の参加費用が免除される。功労会員は年会費及び大会と例会の参加費用の1/2の額が免除される。

7 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

8 定款第11条(除名及びその他の処分)の規定は名誉会員及び功労会員にも適用され

る。

(賛助会員の権利)

第11条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する機関誌及びその他学術刊行物の配布を受けること
- (2) 本会の社員総会議事の要領及び議決した事項については、通知を受けること
- (3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること

(正会員の規定の準用)

第12条 第2条(入会手続き)、第3条(入会日)、第4条(入会承認の告知)、第6条(機関誌等の配布)、第7条(会費納入期限)、第8条(会費滞納による正会員資格喪失)及び第9条(滞納会費の受け入れ)については賛助会員に準用する。

(処分)

第13条 定款第11条(除名及びその他の処分)については、倫理・COI委員会を設置して審議し、理事会で承認する。ただし、除名については、社員総会で決議する。

第2章 役員等

(役員候補者の選出)

第14条 本会の役員は本会の定款に定められたことのほかは、この規定によって選出する。

2 役員は、本細則に別段の定めがある場合のほか、評議員間の選挙により選出された理事候補者(以下、「選挙理事候補者」という)及び監事候補者(以下、選挙理事候補者と監事候補者を総称して「役員候補者」という)と、理事長の指名による理事(以下、「指名理事候補者」という)の中から、定時社員総会の承認を以て選任される。

3 定款第16条第4項に定めるところの連続して就任できる役員の任期は、理事、監事それぞれ別々の通算とする。

4 定款に定める理事数のうち、選挙理事候補者及び指名理事候補者の人数は理事会が決定する。

5 役員候補者の選挙に関しては以下に定める。

(1) 選挙理事候補者及び監事候補者は、評議員の中から評議員の無記名投票により選出する。

(2) 選挙理事候補者の被選挙者は立候補によるものとし、評議員に対して所信表明を行う。

(3) 監事候補者の被選挙者は、自薦若しくは評議員の推薦による。

(4) 選挙理事候補者及び監事候補者は、得票数の多い順に定数までが選出される。

(5) 投票で同得票数の場合は、年齢が高い者が選出される。

(6) 選挙理事候補者は、就任時に 63 歳以下の者とする。

(7) 監事候補者は、就任時に 61 歳以下の者とする。

(8) 選挙理事候補者と監事候補者とは同時に被選挙者となることはできない。

6 選挙理事候補者及び監事候補者の選挙終了後、選出された選挙理事候補者及び監事候補者からなる役員候補者会を開催し、選挙理事候補者の互選により理事長候補者を選出する。

7 理事長候補者は、副理事長候補者及び評議員の中で就任時に 63 歳以下の者から選挙理事の半数を超えない範囲で指名理事候補者を選出する。

8 役員候補者及び指名理事候補者は、社員総会で承認を受け、就任を承諾した後に役員就任となる。

9 社員総会后最初に開催される理事会において、理事長及び副理事長を選定する。

(役員等の利益相反)

第 15 条 役員等の利益相反に関する指針を適正かつ円滑に運用するための細則については、理事会の決議により、別に定める。

(理事候補者の特則)

第 16 条 選挙理事候補者から理事に就任した者が任期満了した場合は、理事候補者選挙を経ずして次期の候補者となることができる。ただし、任期満了時点の年齢が 63 歳以下の者とし、その権利は 1 回のみとする。

2 指名理事候補者から理事に就任した者は、その者を指名した理事長が職を失した時点で辞任届を提出する。

(選挙管理委員会)

第 17 条 理事会は、評議員の中から、選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。

2 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選により選任される。

3 選挙管理委員会は、理事及び監事の選挙に関する業務を行う。

4 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。

5 選挙管理委員は、役員（選挙理事、監事）の被選挙権及び選挙権は有しない。

6 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定し投票日の 1 ヶ月前までに評議員に公示する。

7 選挙管理委員会運用における細則については別に定める。

(評議員の選出及び再任)

第 18 条 評議員は、本会に学術的貢献をなした正会員の中から、就任時に 64 歳以下の者であり、理事又は評議員の推薦を受け、理事会の議決を経て、定時社員総会で承認を得た者とする。

2 評議員の選任は地域、所属、職種に偏らないようにする。

3 評議員の候補者は、以下の（1）及び（2）若しくは（3）の要件を満たす者とする。

（1）3 年以上の会員歴を有する者

（2）以下のいずれかを満たす者

ア) 過去 3 年間のうち 2 回以上学術集会に参加した者

イ) 学術集会において一般演題を 3 題以上発表した者

ウ) 学術集会において学術委員会のセミナーで筆頭者として発表した者

エ) 学術集会のシンポジウム、特別講演等に筆頭者として発表した者

オ) 論文が当会学術誌に筆頭者又は責任著者として掲載されたことのある者

（3）学会活動発展のために、評議員とすることについて特に必要であると理事会が認めた者

4 評議員の再任要件は 6 年の任期中に以下の項目を全て満たした者とする。

（1）定時又は臨時社員総会への参加：4 回以上

（2）学術集会への参加：4 回以上

（3）学術集会での講演、発表（連名を含む）、座長：4 回以上

第 3 章 会議・委員会

（理事会の出席者）

第 19 条 理事長は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。

（社員総会への出席者）

第 20 条 理事長は、必要あるときは評議員以外の者の社員総会への出席を求めることができる。ただし、評議員以外の者は議決権を有しない。

（委員会の設置）

第 21 条 本会に置く委員会は次のとおりとする。

（1）編集委員会

（2）学術委員会

（3）倫理・COI委員会

（4）その他理事会が定めるもの

2 新たな委員会の設置又は既存の委員会の解散は、理事会の議決による。

(部会・小委員会の設置)

第22条 委員会は、必要に応じて部会、小委員会を組織することができる。

(委員会内規)

第23条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会内規を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(委員会の構成)

第24条 委員会は、委員長、副委員長、委員等により組織される。

2 委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する。

3 委員長の任期は事業年度の初日から1期2年とし2期4年までとする。ただし、任期途中で委員長が交代した場合は、事業年度の末日までの残りの期間を新しい委員長の任期に含めない。

4 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

5 副委員長、委員は委員長が指名し、理事会の議決を経て選任し、理事長が委嘱する。

6 委員の任期は1期2年とし再任を妨げない。

(委員等の利益相反)

第25条 委員等の利益相反に関する指針を適正かつ円滑に運用するための細則については、別に定める。

(委員会報告)

第26条 委員会の委員長はその活動状況について理事会、社員総会等で定期的に報告しなければならない。

第4章 会務の分担

(会務の分担)

第27条 理事長を除く理事は、総務、会計、渉外、学術に関する会務を分担する。

2 理事の会務分担事項については別に定める。

第5章 医学研究

(医学研究の倫理・利益相反)

第28条 医学研究の倫理・利益相反に関する指針を適正かつ円滑に運用するための細則については、別に定める。

(年次学術集会)

第 29 条 学術集会(大会及び例会)は、毎年各 1 回、学術集会長が主宰して開催する。

2 前項の大会は日本医療検査科学会第〇〇回大会(英文表示は The 〇〇th Annual Scientific Meeting of the Japan Association for Clinical Laboratory Science)と呼称する。

3 学術集会長はその準備状況を理事会、社員総会で報告する。

4 理事会は理事会で定めた委員会を通して、学術集会の企画・運営に助言する。

(演題提出者)

第 30 条 学術集会に演題を提出する場合は、筆頭演者は本会の正会員に限る。ただし、学術集会長の認める者はこの限りでない。

(臨時会費)

第 31 条 学術集会の会員以外の連名発表者から、臨時会費を徴収する。

(優秀演題)

第 32 条 選定された一般演題の中から、理事会で定めた委員会が、優秀演題賞を選考することがある。

(講演抄録)

第 33 条 学術集会における講演抄録は、機関誌に掲載しなければならない。

(研究助成の選考等)

第 34 条 本会は、臨床検査の発展に寄与する技術研究を助成するために研究助成を行うことができる。

2 助成金で助成する技術研究分野は、臨床検査技術の向上に資するものとし、自動化に関するものに限定しない。

3 助成金の対象者は、臨床検査技師又は企業で臨床検査に関する研究開発に従事する者とする。申請は個人あるいはグループとし、グループの場合は、代表者がその申請を行う。

4 助成金の審査は、理事会で定めた委員会が行う。研究成果は翌年の学術集会の際に講演発表し、機関誌に掲載される。

5 助成金の金額と件数は理事会で決定する。

(優秀論文賞の選考等)

第 35 条 優秀論文賞は、機関誌に掲載された原著、技術及び症例の論文について編集委員会内に設置する優秀論文賞選考委員会により行う。

(名称と内容)

第 36 条 本会が発行する機関誌の名称は、医療検査と自動化（日本医療検査科学会誌）

（英文名は Clinical Laboratory Science Journal、略称 CLSJ）とする。

2 本会誌は邦文とし、少なくとも年4回発行する。

3 本機関誌は、臨床検査の自動化及びその関連分野に関する原著論文、技術報告、症例報告、総説などを掲載するほか、学術集会記録、会務公告その他編集委員会が承認した事項を掲載する。

4 前項の投稿論文は、編集委員会による査読を経なければならない。

(機関誌の配布)

第 37 条 機関誌は、会員に無料配布する。機関誌は入会を承認された月の翌月以降の発行分から配布する。

2 会費の滞納者には会費切れの通告を行ってから、3ヶ月以上滞納した者には、機関誌の発送を停止する。

3 会員以外には、機関誌その他刊行物は理事会において定価を定め、販売することができる。

(その他の刊行物)

第 38 条 理事会の承認を経たときは、機関誌以外の学術刊行物を編集し、発行することができる。

(寄贈)

第 39 条 機関誌やその他の刊行物は、理事会が承認した場合に限り、寄贈することができる。

(転用、転載の許諾)

第 40 条 本会刊行物の掲載内容を外部の団体・企業等の刊行物に転用又は転載する場合は、担当委員会の許諾を得なければならない。

第6章 資産

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる収入

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 42 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金にするなどの確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第 44 条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会の議決を経、又正会員には機関誌にて公告し、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 45 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第 7 章 補則

(委任)

第 46 条 本細則の施行に関する必要な規定は、理事会の議決を経てその都度別にこれを定める。

附則

- 1 この細則は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この細則の変更は、平成 27 年 11 月 8 日より施行する。
- 3 この細則の変更は、平成 28 年 12 月 10 日より施行する。
- 4 この細則の変更は、平成 29 年 6 月 24 日より施行する。
- 5 この細則の変更は、平成 29 年 8 月 25 日より施行する。

- 6 この細則の変更は、平成31年2月3日より施行する。
- 7 この細則の変更は、令和2年1月6日より施行する。
- 8 この細則の変更は、令和2年2月9日より施行する。